

院外処方箋の一般名処方について

当クリニックでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しており、一般名処方加算を算定しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しいことがあります。

当クリニックでは後発医薬品の医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を基にした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名について、ご不明な点がございましたら、当クリニック薬剤師までご相談下さい。

※一般名処方とは

お薬の商品名ではなく、薬効成分を処方箋に記載することです。

E S Tクリニック 院長